

令和2年第4回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和2年5月25日（月曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員

教育長	伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者）	小谷野守男
教育委員	櫻井 由子
教育委員	猪瀬 哲哉
教育委員	石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者

教育部長	田中 英樹
教育参事	森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長	大手 勉志
学務給食課長	三浦 雄司
指導課長	大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当）	松戸 孝泰
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当）	豊島 寿
公民館課長	大野 篤彦
図書館課長	飯塚 稔
文化芸術課長	飯山貴与子
スポーツ生涯学習課 課長補佐	塚本 豊康
6. 書 記

教育総務課 課長補佐	蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査	谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事	中村 翔
7. 議 事

報告第10号	取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
報告第15号	取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
報告第11号	取手市教育委員会職員の交通事故に係る注意喚起について（非公開）
議案第34号	取手市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
議案第35号	取手市就学援助規則の一部を改正する規則について
議案第39号	取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について
議案第36号	取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

	て
議案第40号	取手市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について
議案第37号	取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命について
議案第38号	取手市社会教育委員の委嘱について
報告第13号	取手市立公民館長の任命について
報告第14号	取手市立図書館協議会委員の委嘱について
報告第12号	令和元年度取手市一般会計補正予算(第14号)所管事項について(市長専決処分)の同意についての専決処分の承認について
報告第16号	令和2年第2回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について(令和2年度取手市一般会計補正予算(第1号)の同意について)
報告第17号	令和2年度取手市一般会計補正予算(第2号)所管事項について(市長専決処分)の同意についての専決処分の承認について
報告11	取手市立学校評議員の委嘱について
報告12	取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について
報告15	取手市子どもと親の相談員委嘱について
報告16	取手市プロポーザル審査委員会委員の任命について
報告17	寄附の受け入れについて
報告13	いじめ防止策の取組み状況に関する報告について
報告18	いじめの事案等への対応について (非公開)

8. その他

- (1) 令和2年第1回取手市議会定例会一般質問について
- (2) 6月の教育委員会定例会の日程について

9. 会議の概要

午前9時35分開会

○教育長

ただいまの出席者は4名で定足数に達しております。令和2年第4回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

まず、配布物の確認を事務局からお願いします。

[谷口主査が配付物について説明]

○教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症に係る対応についてでございます。新型コロナウイルス感染症につきましては、地球規模で、まだまだ感染の状況が続いているわけでございます。日本国内では4月に全国的に緊急事態の宣言がございました。連休明けに感染の状況や医療体制の状況が少し落ち着いてきたということで、5月に入って本県においても緊急事態宣言の解除がなされたところでございます。ただ、今後は社会活動、学校の再開等の動

きをとりませんが、感染予防を改めてきちんと確認した上で徹底する必要があると考えています。この間、教育委員会におきましても感染拡大を防止するために、すべての市立小中学校を3月3日から5月31日まで臨時休業といたしました。また、所管する施設の大部分を段階的に利用休止又は閉館とする対応をとりました。教育委員会の定例会においても4月の開催を見合わせるなど、およそ3カ月にわたりまして教育行政のすべての局面において異例の対応をとったところでございます。

本日、学校におきましては、児童生徒を複数のグループに分けた分散登校を開始したところでございます。また、利用休止又は閉館となった施設・サービスについても段階的に再開を進めているところです。新型コロナウイルス感染症につきましては、第2波、第3波の可能性も懸念されているところでございますので、再度の感染拡大を避けるため、国が示す新しい生活様式を取り入れるとともに、市長部局と連携し、感染予防対策を進めながら学校及び施設を再開してまいります。その下に、教育委員会施設の再開のスケジュールと臨時休業中における取手市立の学校で実施する分散登校について周知をさせていただきました。私からの報告は、以上でございます。

これより本日の議事に入ります。なお、本日の議事につきましては、4月の定例会が開催中止になったことに伴い、案件の数が多いため一括議題多くなることと、案件の整理番号が前後するなど複雑な議事の進行になることを御了承いただきたいと思っております。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後、議題となります報告第10号及び報告第15号、取手市教育委員会職員の処分について、また報告第11号、取手市教育委員会職員の交通事故に係る注意喚起については、職員の人事に関する報告案件となります。議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第10号、報告第15号及び報告第11号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告第10号、報告第15号及び報告第11号の議事は非公開といたします。

傍聴者の皆様には、ただいま非公開とすることが議決されましたので、本件の議事が終了するまでの間、退席を願います。

自席にて暫時休憩といたします。

午前9時45分休憩

午前9時46分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告第10号、取手市教育委員会職員の処分について、及び報告第15号、取手市教育委員会職員の処分についての2件を一括して議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって報告第10号は、報告のとおり承認することに決定

いたしました。

続いてお諮りいたします。報告第 15 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 15 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第 11 号、取手市教育委員会職員の交通事故に係る注意喚起についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 11 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

傍聴人の入場を認めます。自席にて暫時休憩といたします。

午前 9 時 51 分休憩

午前 9 時 52 分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 34 号、取手市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、議案第 34 号、取手市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

まず、提案理由といたしましては、災害、感染症等の理由により、教育委員会の開催が困難な場合を想定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項の規定に基づく教育長の教育委員会の事務の臨時代理について、同項の規定に基づき本規則に定めるとともに、その他所要の整備を行うものです。

資料の 4 ページをごらんください。ただいまの地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項の規定によりまして、教育委員会規則で定めることによつて、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任することができるとされております。

続きまして、資料の 2 ページをごらんください。こちらが教育委員会の教育長に対する事務委任規則になります。第 1 条で、先ほどの地教行法第 25 条第 1 項に基づく規定を定めております。そして、規則第 2 条において、教育長に委任することができる事務を規定しています。その下の (1) から (16) の各号に記載に掲げる事項を除いて、教育長に委任することができるとされておりますので、こちらの各号の事項については、必ず教育委員会の定例会あるいは臨時会によって審議承認が必要になるということになります。ちなみに、教育委員会に諮らずに、教育長決裁のみで教育長に委任している事務の例としましては、本日の後ほどの議案にありますけれども、奨学金に関することですか、学校基本調査に関すること、あるいは教

職員の研修に関する事など、多方面であるんですけれども、こういったものが例としてございます。

最後に、資料の1ページをごらんになってください。今回、改正する規則について御説明いたします。まず、文言の整理になりますけれども、第3条1項、第4条1項で「行うことがある。」「指示することがある。」とされている箇所を「行うことができる。」「指示することができる。」に改正いたします。より明確な文言に修正いたします。

次に、内容についての改正ですが、第3条の2を追加しまして、教育長の臨時代理について新たに規定いたします。具体的には、現行の規則第2条に掲げる各号にある16の事項について、災害、感染症等の理由により、教育委員会の定例会、臨時会といった会議を開くことができないときには、教育長が臨時に代理することができるように規定いたします。また、第4条では、委任事務の報告について規定しておりますが、今回新たに規定した教育長が臨時代理した事務の管理及び執行の状況についても同様に報告し、承認が必要な旨を新たに規定することになります。説明は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

条文第4条第3項に、今回「教育長は前条の規定により」の一文がつけ加えられるんですが、この第4条なんですが、2項のほうに「教育長は、委任事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。」があり、3項のほうで「臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を会議において報告し、教育委員会の承認を得なければならない。」とありますが、申しわけないんですが、これ一部同じような内容かなという印象もあるんですが、この2と3の違いを御説明いただければと思います。

○教育次長兼教育総務課長

こちらについては、2条と3条の違いということでもよろしいでしょうか。まず、現行の2条で挙げられているものというのは、16項目については、教育委員会の会議に諮らなければならないということで、こちらに記載の事項については必ず教育委員会の定例会、臨時会の会議で諮らなければならない必須の事項になります。今回、第3条のところでは定められているのは、特に3条の2のところなんですけれども、昨今の新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて、教育委員会を開催することができない——先ほどオンライン会議とかのお話も出ているところなんですけれども、こういったときには教育委員会の議事を承認していくために、教育長が臨時に、その議事について代理で承認を行うということで、後日、直近の教育委員会定例会、教育委員会の会議が開かれたときに、改めて教育長が代理した事務について報告を行うという意味合いで記載しているものでございます。

○櫻井委員

そうしますと、確認なんですけど、現状の第4条の2項「教育長は、委任事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。」この教育委員会というのは、教育委員会の会議と捉えてよろしいのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

はい。お見込みのとおりでございます。

○櫻井委員

そうしますと、この第4条の2項、教育委員会の会議に報告で、この場合は承認は要らないんでしょうか。この新たに改正の第4条の3項のほうには承認を得なければならないとあるんですけど、第4条の2のほうには承認ないんですけど、承認は、今御説明いただいた第2条にある16項目の管理及び執行の状況に関する承認というのは、どのように。

○教育総務課課長補佐

事務局の教育総務課から御説明いたします。第4条の2項と3項の差ということで、2項について承認が必要ないのですかという御質問かと思えます。こちらについては、教育長に委任されている事務については、今現在も承認を求めておりません。簡単に言ってしまうと、きょうの次第を見ていただきたいと思うんですけども、報告11とか12とか議決をとっていないもの、これが4条の2項にあるものです。今までも承認は取っていないというふうな形です。この新しくできる3項、これについては報告第13号とか第14号ということで報告をして承認をいただいているもの、これが新しく第3項になるものというふうに考えていただければ結構かと思えます。

○櫻井委員

そうすると、今までもやっていたことですよ、要は。承認を得るもの、報告第13号がつくものについても、これも今までありましたよね。今までなかったかというところ、ゼロじゃなくてありましたよね。ということは、この場合は、この規則のどこに則って承認を得ていたということでしょう。

○教育総務課課長補佐

今までは、この規則ではなくて、また別に取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程、こちらに基づいて、本来は教育委員会にお諮りして事務を進めていくべきものを教育長が決裁のみで進めて、教育委員会の事後承認を得るというふうな形でやっておりました。ただ、今申し上げた教育長に対する事務専決規程、こちらについては特に例規の制定とか改廃、こちらについては教育長の判断だけでやってはいけませんというふうになっております。今回の新型コロナウイルス感染症などによりまして、教育委員会の会議が開けないという事態が実際に起こってしまいました。4月については、例規の制定改廃というのはなかったんですけども、もし今後、新型コロナウイルス感染症等が第2波、第3波が来まして、また長期にわたって教育委員会の会議が開けないといったようなことがあった場合、例規の制定改廃ができないといったようなことになってしまいますと、教育行政が非常に滞ってしまうということが懸念される。そのため、例規の制定改廃などについても含めて教育長の判断でできるようにして、そちらについて事後承認を得るというふうな形に改正しましょうというのが、この改正規定の趣旨でございます。

○櫻井委員

わかりました。そのために言ってみれば、末端の規則のところから変えていこうという形ですね。必要があったら上げていこうという形で、今回この規則を改正したということで。わかりました、ありがとうございます。

○石隈委員

改定の趣旨はよくわかりました。3条の2で、会議を開くことができないという

ことの会議の定義なんですけど、先ほど大手次長さんともお話しさせていただいて、こういう物理的に集まって対面という意味で使われていて、今後その感染症が本当に長引く場合には、本当に対面でなければ会議なしで、ほとんどが臨時代理でやらざるを得ないというのは、それは例えばですけど、好ましくないと思うんですが、この会議というところの定義を確認させていただきたいなと思うんですけど。

○教育長

会議についての確認をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長

会議の定義ということなんですけれども、今回、定例会についてオンライン会議という手法でできないのかというようなことを、こちらでもいろいろ模索したり調査したりしたところがあるんですけども、これについて文部科学省のほうに教育委員会定例会の開催についてオンライン会議でかえることができないのかというような問い合わせをした経緯がございます。これによりますと、教育委員会定例会によらず議会の会議でもそうなんですけども、教育委員会でいえば教育委員会の委員さんが会議に出席している要件というのは、その会議の実際の場合に出席していることが要件になるというようなお答えがございました。

もちろん、事前の検討会なり、そういった公式の会議でない場合にはオンライン会議をもって、実際の会議にかえることができるというような御返答はあったわけなんですけども、法に照らしますと、実際、今現在としては会議の場合に実際に出席していただいているということをや要件とするということになっておりますので、今日のような教育委員会定例会の方式でないと、実際には法的には効力はないというようなお答えになります。

○石隈委員

ありがとうございます。それはどこかに根拠規定というか細則があると思うんですけど、今回これに反対するものではないんですけども、今後こういうことが起こり得るということで、先ほども大手次長さんにお話ししたんですけど、インターネットニュースなどで深く調べてはないんですけど、5月19日、埼玉県の戸田市はオンラインで教育委員会の定例会をやったというのをニュースで見たものですから、それは解釈が市町村によって違うのかということも含めて、これからの感染症とか大震災とかあると会議を開くことができないときというのは、やはり会議の持ち方も今後の検討課題としてということで、ぜひ続けて議論していただければと思います。

○教育長

補足はありますか。

○教育次長兼教育総務課長

石隈委員さんのほうから、ほかの団体で実際にオンライン会議をやっているような事例があるというお話もございましたので、今後、今すぐにこの感染症の状況が終息するというわけではございませんので、ある程度長い目で見て、我々としても調査研究を継続して、できるだけ効率的にオンライン会議のような手法が導入できれば、そういったことも今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○教育長

よろしいですか。そのほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 34 号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 34 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 35 号，取手市就学援助規則の一部を改正する規則について，議案第 39 号，取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則についての 2 件を一括して議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いいたします。

○学務給食課長

それでは議案第 35 号，取手市就学援助規則の一部を改正する規則についてと，取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則についてを一括して御説明させていただきます。

まず，申しわけございません。議案第 35 号のほうなんです，添付してあります参考資料に誤りがございましたので訂正をお願いします。まず，5 ページになります。こちら表がありまして，上のほうが小学校支給費目・金額とあるんですが，表の一番下の段に給食費があるかと思うんですが，そちらの給食費の隣の隣に「私」と入っているんですけども，この「私」を削除していただければと思います。続きまして申しわけございません，9 ページになります。こちらの年度別の認定数及び支給金額，小学校なんです，令和元年度の一番上のところの準要保護の人数が「600」となっているんですが「516」になります。大変申しわけございません。

では，まず就学援助規則の一部を改正する規則について，御説明をさせていただきます。提案理由としましては，国の要保護児童生徒援助費補助金の補助単価が改められたこと，令和 2 年度から 3 学期制を 2 学期制に変更したことに伴い，取手市就学援助規則の一部を改正するものです。

まず初めに，就学援助について，石隈委員，猪瀬委員は初めてかと思っておりますので，御説明させていただきたいと思っております。就学援助制度につきましては，学校教育法に基づきまして，取手市就学援助規則を定めており，経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して，学校教育にかかる経費の一部を補助し，教育の振興を図っているものでございます。支給対象者の要件につきましては，生活保護受給世帯の要保護世帯と世帯総額が生活保護受給世帯の 1.3 倍以内の準要保護世帯が対象となり，要保護世帯では修学旅行費と医療費，準要保護世帯では修学旅行費と医療費に加えまして，学用品費，通学用品費，給食費などが援助の対象になっております。

今回の主な改正点について御説明させていただきます。まず，今回の改正では，国の支給費目の補助単価が昨年 10 月の消費税増税を踏まえまして引き上げがされております。そのため市でも国の引き上げに伴いまして，支給費目について改正を行うものでございます。単価の改正内容につきましては，お手元の議案書の 5 ページに対象となる費目と改正後と改正前の金額，差額，そちらを一目でわかるような形で掲載してありますので，そちらを御確認いただければと思います。

それで，小学校の表の一番下にあります給食費，中学校も表の一番下にあります

給食費，こちらにつきましては単価の改正はございませんが，支給方法を今回改正するものでございます。昨年までの給食費の取り扱いについてでございますが，準要保護世帯の方でも毎月通学する学校に口座振替などを利用して，一旦，給食費をお支払いしていただいて，その後お支払いしていただいた給食費について市教育委員会から保護者の方に就学援助費として支給しておりました。保護者の方が給食費分を立て替える形になります。準要保護世帯を含めまして，すべての保護者から徴収した給食費につきましては学校が取りまとめて市に納入する形をとっておりました。このような方法から，今年度は準要保護世帯の方が給食費を一旦お支払いしていただくことなく，保護者の経済的な負担を考えまして，該当者の方には無償による給食の提供という方法に改正するものでございます。今年度から，教育委員会としまして学校給食費の徴収システムを導入し，教育委員会と保護者とが直接やりとりをする方法に変更したことから，学校が納入していた給食費を保護者口座から直接市に納入されることになっております。

これ以外の改正につきましては，取手市の新しい学校教育の取り組みとしまして，今年度から2学期制を導入したことから，入学準備金と新入学用品費を除く支給費目について，今まで学期に合わせて3回支給していたものを2回に変更するものでございます。また，ほかの改正点につきましては文言の修正等でございます。

続きまして議案第39号，取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について，御説明いたします。提案理由としましては，先ほど取手市就学援助規則の一部を改正する規則におきまして，就学援助該当者に対しては，給食の取り扱いを無償による提供と御提案させていただいたところでございますが，取手市立学校等給食費徴収規則においては，給食の無償提供に対する免除規定がなかったことから，このたび取手市就学援助規則の一部改正とあわせまして，新たに免除規定を第7条第2号に設けて整備するものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

○猪瀬委員

議案第35号の9ページなんですけれども，先ほど説明いただいた，この要保護の方44名と，令和元年度なんですけれども準要保護516名ということ，これはほかの市と比べては取手市というのは多かったり少なかったりというのは，どのような状況なんですか。教えていただけますでしょうか。

○学務給食課長

取手市の場合なんですけど，要保護，準要保護，就学援助世帯は県内でも多いほうでして，最近は県の調査等を実施しておりませんので詳しくはわかりませんが，二，三年ぐらい前にやった調査では，県内でも一桁，上から認定者の数をカウントすると，認定率をカウントしますと，上から10番以内には入っていたかなと思います。ですので，取手市は認定者数が多い市町村になります。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○櫻井委員

今年度なんですけれど，コロナウイルス関係でさまざまな学校行事も，これから

学校によってはいろいろ変えていかななくてはならないかと思います。その中で、修学旅行等がもしなかった場合は、これ修学旅行費、また校外活動費はどのようになるのでしょうか。

○学務給食課長

こちらにつきましては一応、就学援助につきましては発生主義ということに対して支給しているものですから、そういったものが発生しなければ支給ということはありません。ただ、修学旅行のキャンセル料とかにつきましては、教育委員会でもそちらの部分は保護者の負担を考えまして、そちらを予算取りしておりますので、そういった部分につきましても、保護者の負担は発生しないように準備は進めているところでございます。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 35 号と議案第 39 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第 35 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 35 号は原案のとおり決定いたしました。

続けてお諮りいたします。議案第 39 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 36 号、取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは議案第 36 号、取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

提案理由としましては、新型コロナウイルスの流行による休業等の理由により、今年度の経済状況が特に悪化している世帯に向けて、奨学金貸し付けの審査に係る所得の要件を、世帯の前年の所得額ではなく、本年の収入額に基づき算定する特例措置を設けるため本規則を改正するものです。こちらの議案を提出させていただいた背景として、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして4月7日に組織されました取手市議会災害対策会議からの提言がございまして、こちらは週1回、市議会議員の議長、副議長、あるいは各会派の代表がオンラインのZoomという会議システムを使った会議を行いまして、市の新型コロナウイルス感染症対策について、市に対する提言ですとか確認というのを週1回の割合で行っているものです。

今回、4月15日付けの提言におきまして、市奨学金制度の願書受付期間の延長、要件の緩和あるいは増額ということについての提言がございました。これに対する教育委員会から議会への回答としまして、願書受け期間は延長を図り、郵便等による申請の案内も含めまして、広報とりで、ホームページ等により改めて市民に周知していくこと。要件緩和については、従来、世帯の前年の所得額に応じて判定しているところを新型コロナウイルス感染症に係る影響によりまして、家計が急変した場合の救済措置としまして、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば奨学金の支援対象となるように、時限的な規則の変更により対応していきますということ。貸付金の額につきましては、現在、変更の予定はございませんという回答をしたところでございます。以上の経緯によりまして、教育委員会として昨今の情勢を踏まえて対応することにいたしました。

資料の1ページをごらんになっていただきたいんですけども。今回の改正につきましては、令和2年度における時限的な特例措置としての対応を想定しております関係で、規則の本則ではなくて、付則の部分に追記する手法により改正をいたします。資料の2ページをごらんになってください。こちらは改正前の規則になります。第3条の各号に、生活保護法による保護の基準をもとに規定しました奨学金支給の条件が示されております。

続きまして、ちょっと飛びますが、資料の最後のページ、6ページをごらんになってください。こちらは改正のポイントをわかりやすくまとめたものになります。まず、記述の上半分が現在の貸し付けの基準になりまして、ごらんとおり規則に掲げた金額の2倍未満の場合が所得要件となっております。対して、下半分が改正後の要件になります。令和2年度に収入が減少する見込みの世帯に限定し、ことしの見込み収入額に基づく、いわゆるみなし所得額を所得要件とするように改正するものです。具体的には、例に示しましたように、このような測定方法により、みなし所得を算出いたします。

なお、参考としまして、国の制度になりますが、同じ貸付型の制度としまして日本学生支援機構の奨学金がございました。こちらは、時限的な対応ではなく、もともと風水害等の自然災害などで被災した場合の対応に、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を臨時的に含めた扱いとされております。

初めに戻りまして、資料の1ページをごらんになってください。以上、御説明しました内容を付則として定義したものがこちらになります。付則の1として、新型コロナウイルス感染症の特例として項目を示しております。付則の2としては、奨学金貸付の条件の読みかえ規定を提示しております。付則の3として、貸し付けを受けるための願書、収入等を証する書類の提出について示してございます。説明は簡単ですが、以上になります。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○小谷野委員

大学生あたりの状況ですと、7割以上の子どもたちがもう収入減だというような情報が発表されていますけれども、ここでいう収入減という部分は、親ということを対象にしているのではないかと思うんですね。しかし、学生の中には自分でアルバイトをした額でお金を出して、そして学費を払っているというような、そんな

子たちも存在している状況があるようですので、この辺を何とか救ってあげられるような手だてというのはないのかなということもちょっと考えたんですけども、そういった意味での対応というのは、ここの中には含まれないでしょうかね。どんなものでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長

お答えいたします。ただいま小谷野委員からの御質問についてなんですけども、現在、特例措置として規則の改正を図りたいという希望があるんですけども、これについては小谷野委員が今おっしゃいましたとおり、あくまでもその世帯としての収入をこの奨学金の支給に関する基準の1つとしてとらえておりますので、確かに昨今のニュースの中で、学生自身の例えばアルバイト先というのがかなり縮小する中で、例えば親からの仕送りによる収入のほかに学生自身が担っているような生活費というのが、なかなか賄えない状況であるということについては、私どものほうも認識しているところであるんですけども、今回、規則の改正によって奨学金の貸し付けの緩和措置については、今のところ世帯の収入というくくりで考えておりますので、学生個人の収入というところまでは盛り込んでいないのが現状でございます。

○小谷野委員

なかなか難しいところなんだろうね。それぞれまた予算の部分もある程度制限があるというところは十分わかっているんですけど、何らかの形で困った学生に対して、市のほうで何とかこれで頑張るといふ形での援助ができないのかなど。その辺ももう少し考えられるような部分というのは、今後ないのかなど、ぜひやってほしいなというところが強いんですけど、難しいでしょうかね。

○教育部長

国のほうも第2次補正予算の編成ということで、大学生の皆さんに対する支援の方法を今現在、制度として練っている状況でございます。また、前段、第1次のほうでは特別定額給付金ということで1人10万円の給付は、もう既に皆様のほうにも御案内が行っていると思いますけれども、そういった形で、まず国の制度というものを、第2次補正予算の中でどういったものが出てくるのか、どれだけ手厚いものがあるかということに注視していきたいというふうに思っています。

また、それ以外にも、第1次補正予算のほうでは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というちょっと長いものなんですけども、こういったものも国のほうから、取手市に約3億4,000万円ほど入ってくるんですけども、こういったものを活用しながら、学生さんに対する支援は今回は含まれておりませんが、今後2次補正等を注視しながら、それからまたそれぞれの大学さんのほうで支援といいますか、給付しているような情報も新聞報道等であると思いますけれども、そういったところをいろいろ注視しながら、今後取手市としても検討していきたいと思っております。

○石隈委員

今あったとおり、大学生はもう本当にアルバイトで仕事しているものがかなり減ってきて、高校生もそういうことがあり得ると思っておりますので、今の御提案をぜひ検討していただきたいと思っております。同時に、公的基金というものももちろんそうなんですけど、例えば市単位で取手市奨学ファンディングというか、クラウドファンディングじゃないですけど融資あるいは企業等でも整備されているかもわからないです

けど、これから経済が厳しくなる中でのお金は集めというか、取手市という大きいんですけど、大学なんかでよくやるのは留学生が来て支援金というのを大学のお金でやるんですけど、それでも足りないの、もう有志、卒業生を全部集めて留学生支援基金というのをつくって、それこそ1人5千円とか1万円とか一口から集めてやってきた経験があるものですから、取手市ということで、もちろん教職員も我々も含めて関係者から基金を募るとい、もう1本の柱を検討できればなというふうに思います。

○櫻井委員

こちらの規則なんですけど、時限的なものということで、令和2年度におけるということで規則改正がされておりますが、具体的にこれを受ける状態ってどのような状態かなと考えたときに、例えば中学3年生が受験で、当然高校に進学したときに一時的にお金もかかる。また、その進学先として、今までであれば保護者なり家庭の収入があったので私立も考えられたところ、私立に行くことができなくなるというような、そういう進路選択の幅を狭めるとか、そういうことも考えられるのではないかなと思います。こちら令和2年度までですと、今の中3がそのような状態で、高校の進路を考えたときの救済にはちょっと使えない状態なので、もしこちらでもできればですけど、そういったことも見越して年度的なものを2年度から3年度に延ばせば、今の中3が進路選択のときに保護者の御家庭の収入が時限的に、このコロナが収まればまた元に戻るとい、本当は行きたかった私立を諦めなくて済む子たちも出るのではないかなと思、これもできれば今年度に限らず、状態を見て、この規則を少し延ばすというようにもお考えいただければなと思います。

○教育次長兼教育総務課長

今、櫻井委員から御提言のあった事項についても、もちろん我々でも想定しているところなんですけれども、現状の新型コロナウイルスの緩和の状況、そういったものを見て必要に応じて期間を令和2年度限りの時限的なものから、もう1年ふやすとかすることについては、今後、状況を見ながら判断していきたいというふうに思います。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第36号は、原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第40号、取手市教育委員会障害者活躍推進計画の策定についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、引き続きまして議案第 40 号、取手市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について、御説明申し上げます。

まず、提案理由ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正によりまして、同法の障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画の策定が、地方公共団体の任命権者の義務として規定されたことから、取手市教育委員会障害者活躍推進計画を別紙のとおり作成するものになります。

資料の 3 ページをごらんいただけますでしょうか。こちらは、障害者雇用促進法の抜粋になります。ごらんとおり当該計画作成のための指針、また計画に定める事項が定義されております。これらの指針に基づきまして策定しましたのが、取手市教育委員会の計画についてになります。こちらが資料の 1 ページになりますのでごらんください。本計画につきましては、任命権者単位で策定されるため、教育委員会だけではなく市長部局においても、ほぼ同じ内容の計画が策定されておまして、今回これを参酌する形で教育委員会においても作成するものになります。

まず、計画期間については、取手市では 5 年間としております。すべての事業主は、従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務づけられておまして、これを法定雇用率と言います。現在、例えば民間企業の法定雇用率というのは 2.2%、国や地方公共団体については 2.5%となっております。この法定雇用率は来年、令和 3 年 4 月から一律に 0.1%引き上げられることになっております。令和元年 6 月時点の実雇用率というのは、取手市教育委員会が 2.86%となっております。ちなみに、市長部局のほうは 2.53%です。

計画の目標としまして、各年度 6 月 1 日時点で法定雇用率以上の職員を採用することや、長期に定着できるよう不本意な離職者を極力出さないことを目標としております。取り組みの内容としましては、1 点目として組織面、人材面からの整備。2 点目として、障害者の能力や希望を踏まえた職務の選定や適切なマッチングの点検や検討を行ってまいります。3 点目としては、障害者の活躍や障害特性などに応じて活躍を推進することが行政サービス向上の観点から重要なことから、そのために職場環境の整備、職員の募集の際には市長部局との連携を密に行うことや、休暇制度を柔軟に活用した働き方の推進、あるいは人事評価制度や研修といったキャリア形成の促進、障害特性に配慮した人事管理、こういった取り組みを推進することによりまして、障害者の活躍の場の拡大を推進していくことが本計画の趣旨となります。説明は簡単ですが、以上になります。

○教育長

説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○石隈委員

教えていただきたいんですが、とても大事な制度で、ぜひ進めていただきたいと思うんですけど、2 ページの募集採用のところで幾つかあることで質問なんですけど、茨城県等の特別支援学校等との連携を取手市ではどうされているのかなというのを、関心があるものですから教えていただければと思います。

○教育次長兼教育総務課長

職員の採用について、特に障害者の採用については、こちらの欄にもありますとおり、特定の就労支援機関からのみの受け入れというのを実施しないというような

方針になっているところなんですけども、ただいま御質問の特別支援学校に対しての募集などについては、直接、教育委員会のほうで募集の事務を行っているわけではございませんで、現在は一般の職員の募集とあわせて市長部局のほうで広く市の職員の募集については図っておりますので、特別支援学校についてどうかということについては、今現在わかりかねるような状態です。

○石隈委員

市長部局になるかもしれませんが、特別支援学校の生徒の実習であるとか、インターンであるとか、これが実際に機能するためには、そういう基盤がよりしっかりしていくことが必要かなというふうに思ったものですから。ありがとうございました。

○櫻井委員

確認事項が2つあります。この障害者活躍推進計画全体的なことで、まず障害者の定義というのは、障害者手帳又は精神的な障害の場合の精神保健福祉手帳を持っている方という認識でよろしいのでしょうか。また、2つ目は、募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わないということで「特定の障害を排除し」という中には、障害者手帳の級が1級からあるんですけど、その級のランクごとの設定を行わないという形、それでよろしいのかの2つです。

○教育次長兼教育総務課長

お答えいたします。まず、今回のこちらの計画の雇用率の対象になる障害者はどのような方かということだと思っておりますけども、こちらが例えば身体障害者であれば、身体障害者手帳の1級から6級に該当する方、知的障害者であれば児童相談所などで知的障害者と判定された方、精神障害者であれば精神障害者保健福祉手帳というのがあると思っておりますけれども、こちらの交付を受けている方を指すということになっているそうです。あと、もう1つの御質問についても、ほぼ同じような判断基準のもとに、この計画で推進していくという形になるかとは思いますが。

○教育長

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第40号は、原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第37号、議案第38号、報告第13号、報告第14号、それぞれ4件を一括として議題といたします。

本件について説明を求めます。まず、議案第37号について大手教育次長、以下、各課長のほうから説明をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

引き続きまして議案第37号、取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命について、御説明申し上げます。

こちらは提案理由としまして、取手市奨学金貸付条例第11条の規定に基づきまし

て、令和2年度の取手市奨学生審査会委員を委嘱又は任命するものです。資料の2ページをごらんになってください。奨学生審査会では、取手市奨学金貸付条例施行規則及び奨学生選考審査運用基準というものに基づきまして、申請のあった奨学生の書類審査を行っておりまして、審査会は例年ですと6月に1回開催している状況です。資料の3ページをごらんいただけますでしょうか。こちらが奨学生審査会の組織の構成として示したものになりますけれども、条例施行規則の第6条に規定してございます。

初めに戻りまして、資料の1ページをごらんください。令和2年度の審査会委員につきましましては、表のとおりとなりますが、今回4月の人事異動等もありました関係で、選出区分に応じて選任をしております。田中教育部長を除きまして、すべて新任となります。なお、任期につきましましては、6月1日から3月31日と資料には記載しておりますが、正確には規則上の任期の定めはありません。あくまでも期間の区切りを示したものになりますので、御了承ください。説明は以上になります。

○教育長

順次お願いいたします。

○スポーツ生涯学習課課長補佐

次に議案第38号、取手市社会教育委員の委嘱について、御説明させていただきます。提案理由ですが、取手市社会教育委員の任期が令和2年5月31日に満了することに伴い、別紙のとおり委嘱するものです。

1ページになりますが、別紙として名簿を添付してございますので、そちらをごらんになってください。まず、任期ですが、令和2年6月1日から2年間の令和4年5月31日までとなります。新任の方は上から3名の方になりまして、選出区分が学校教育関係者の校長会推薦の寺原小の下田校長、選出区分が社会教育関係者のPTA連絡協議会会長の桜が丘小の石田会長。選出区分が学識経験者の法政大学大学院の湯澤教授の3名の方が新任になります。以下、間宮氏から猪瀬氏までの6名の方が再任となります。

次ページには、参考資料として、社会教育委員の職務内容について記載してございます。法的根拠といたしましては、社会教育法第15条が社会教育委員の設置の法的根拠となっております。同法第18条で、委員の定数、任期など必要な事項は条例で定めることとしてございます。この法律を参酌しております取手市社会教育委員に関する条例で、委員の定数、任期などを定めてございます。

次に職務ですが、1つ目として、社会教育事業の計画や予算を検討し、意見を述べること。2つ目として、社会教育関係団体に対し補助金を交付する際に意見を述べることとなっております。いずれの職務につきましても、社会教育法に規定されてございます。会議につきましましては、年間2回の定例会を開催いたします。また、定例会以外では、研修会や少年の主張大会などに出席いただいております。なお、任用形態は非常勤特別職となり、報酬は年額で5万5,000円となっております。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○公民館課長

続きまして報告第13号、取手市立公民館長の任命について説明、報告をいたします。こちらは令和2年度の人事異動により市職員の担当する各公民館長に変更が生じ、令和2年4月1日付けで別紙のとおり任命いたしましたので報告いたします。

資料1ページをごらんください。初めに、藤代公民館並びに中央公民館は私、大

野が新任で兼任いたします。以下、小文間公民館、大貫和宏が新任で専任します。永山公民館は浅野英男が再任で専任します。寺原公民館は高橋憲次が新任で専任いたします。井野公民館は倉持 正が新任で専任します。戸頭公民館は寺田 智が再任で専任します。白山公民館は松田正明が再任で専任いたします。相馬南公民館並びに山王公民館は、羽田利光が新任で兼任いたします。こちら名簿の4番、永山公民館から10番の山王公民館までは再任用職員となっております。

続きまして2ページをごらんください。こちら館長任命の法的根拠について示してあります。参考資料のとおり、社会教育法第27条「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」及び第28条「市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。」こちらが根拠法令となっております。説明は以上でございます。

○図書館課長

続きまして報告第14号、取手市立図書館協議会委員の委嘱について、御説明いたします。1枚めくっていただきまして、表がございます。取手市立図書館協議会の委員さんにつきましては2年間の任期がございます。令和元年度をもちましてその任期が切れましたので、改めて令和2年度から2年間、令和4年3月31日までの任期ということで、こちらの表にあります8名の方の委嘱ということになります。

まず1番から3番までの方で、1番、酒井淳子さん、2番、林 澄子さん、3番、長塚美知子さん。その下の6番の田代修二さん、7番の廣瀬一峰さん、こちらの5名の方につきましては再任という形になっております。続きまして、4番の櫻井典子さん、5番、阿部政子さん、8番の北原博雄さん、この3名につきましては新任ということになります。櫻井典子さん、阿部政子さんにつきましては、家庭教育の向上に資する活動を行う者という選出区分になります。8番の北原博雄さんにつきましては、学識経験のある者ということでの選出区分になります。

1枚めくっていただきまして、参考資料を添付してございます。取手市立図書館協議会の設置のもととなっておりますのが、図書館法の14条から16条になっております。こちら抜粋させていただいております。こちらに基づきまして、取手市では取手市立図書館協議会設置条例、中段以降にございます資料のとおり条例が定められております。こちらに基づいての今回の選任ということになります。よろしくお願ひします。

○教育長

4件についての説明が終わりました。

4件について質疑、御意見がございましたらお願いをいたします。

○石隈委員

はい、4件につきまして異議があるわけではございません。感想と今後の検討課題で聞いていただきたいと思います。私、仕事柄、小中高の校長、教頭先生と一緒に仕事をすることが極めて多い立場にありまして、校長先生は本当に忙しいなというも思っております。改めて教育委員にならせていただいて感じるんですけど、例えば37号の取手市奨学生審査会委員というのは、もう組織の中に小中の校長代表、市内高等学校校長代表とあります。14号の図書館協議会委員のところは、今見せていただいた2ページの資料でいくと、委員は次に掲げるもののうちからということで、学校教育及び社会教育の関係者とあります。

それで、私の提案というか今後どこかで議論できたらいいなというのが、こうい

うときにこれはもう校長だというふうに決めないで、学校教育の専門家ということで幅広くとるとか、あるいは奨学生審査会の組織を市内小中若しくは高等学校の校長とか教員の代表というか、そういうふうにしていければと思います。その趣旨は、やはりチーム学校と、今回の学校教育制度の取手市の大改革も含めて、校長の責任が極めて重いですし、仕事量も極めて多くて、外に出るお仕事というのはやはり制限していかないと、もうキャパは決まっているので。というのが私の印象も含めた提案ですので、どこかで工夫していただければと思います。

○教育長

特に校長会の会長については、結構役職が重なる場合は十分考慮してもらいたいと思います。

○櫻井委員

1つ質問と意見ですが、図書館協議会委員名簿の中の2番の林 澄子さんとおっしゃる方がいらっしゃるんですが、こちら社会教育委員ということで選出区分されていて、その前の議案第38号の社会教育委員名簿の中には入っていないようなのですけれど、これはどういったことでしょうか。

○スポーツ生涯学習課課長補佐

こちらからお答えします。林 澄子さんにつきましては、5月31日までは社会教育委員という形になりますが、6月1日からは、今回代わりまして退任されるという形の手続きをとってございます。

○櫻井委員

そうしますと、こちらの委員が決まった時点、4月1日の時点では社会教育委員さんであったと。その後、6月1日から代わったということで、6月1日以降については元取手市社会教育委員という形、そのような形でよろしいでしょうか。

○図書館課長

はい、そのとおりです。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これで質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第37号、議案第38号、報告第13号、報告第14号を順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号、取手市奨学生審査会委員の委嘱及び任命については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第37号は、原案のとおり決定をいたしました。

続けてお諮りいたします。議案第38号、取手市社会教育委員の委嘱について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は原案のとおり決定いたしました。
続けてお諮りいたします。報告第 13 号、取手市立公民館長の任命について、こちらについて報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第 13 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続けてお諮りいたします。報告第 14 号、取手市立図書館協議会委員の委嘱について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第 14 号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第 12 号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第 14 号）所管事項について（市長専決処分）の同意についての専決処分の承認について、報告第 16 号、令和 2 年第 2 回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）所管事項の同意について、報告第 17 号、令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）所管事項について（市長専決処分）の同意についての専決処分の承認についての 3 件を一括議題といたします。

本件についての説明を大手次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは、報告第 12 号、第 16 号、第 17 号について、一括して御報告させていただきます。こちらについては、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして対応した補正予算となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定によりまして、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づきまして、別紙のとおり異議がない旨の回答をしたことを御報告させていただきます。なお、説明につきましては、3 つの報告にそれぞれ添付いたしました A 3 判の概要資料を用いて、教育委員会の所管事項のうち主に歳出について概要を御説明いたします。なお、御質問に対しては、予算の各所管課長がお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

では、まず報告第 12 号について御説明いたします。A 3 判の概要資料をごらんになってください。令和元年度一般会計補正予算（第 14 号）として 3 月 31 日に専決処分したものになります。補正予算の総額は、684 万 8,000 円です。教育委員会の所管分については 184 万 4,000 円になります。項目といたしましては、歳出の欄をごらんください。新型コロナウイルス感染症対策に要する経費としまして、需用費の消耗品として、小中学校で使用する消毒液、ペーパータオル、マスク等の感染症対策消耗品 155 万 7,000 円。賄材料費としまして、臨時休校に伴い不用となりました給食食材の購入費 28 万 7,000 円。こちらについては、歳入の項目の最後にございます衛生費雑入の学校臨時休業対策費補助金の 21 万 4,000 円を充当しております。

続きまして、報告第 16 号について御説明いたします。同じく A 3 判の概要資料をごらんください。令和 2 年度一般会計補正予算（第 1 号）として、こちらは 5 月 7

日の臨時会において議決したものになります。補正予算の総額は109億8,677万9,000円。こちらは特別定額給付金、各世帯に10万円の給付がありますが、こちらの給付金についての額がかなりを占めてございます。教育委員会の所管分としては2,518万円となります。

教育委員会の項目としまして、歳出の欄、3ページの下段からになります。全体を通して、主な項目としましては、新型コロナウイルス感染症対策経費としまして、まずは5月末まで小中学校の臨時休校延長に伴いまして、児童生徒及び保護者への電話あるいは通知の郵送に伴う連絡通信費、こちらは小中学校合わせまして30万5,000円になります。それと、学校や放課後子どもクラブで使用する消毒液、マスク等の感染症対策消耗品、合計で486万7,000円になります。続きまして、児童生徒が休校中に取り組む学習課題を学校の教職員が各家庭にポスティングを行いましたが、課題プリントの作成に伴う用紙あるいはインクトナーといった消耗品、こちらが小中学校合わせて96万7,000円になります。それと、臨時休校に伴いまして不用となりました給食食材の購入費、こちらは自校式で行っている小学校8カ所、中学校4カ所になりますが、食材の購入費として42万8,000円。続きまして、藤代幼稚園で使用する感染症対策用として空気清浄機6台を購入しますが、こちらが42万9,000円。それと最後に、放課後子どもクラブの休校中の臨時開所に伴う児童支援員への報酬として1,818万4,000円。以上の項目について、報告第16号については予算の計上をいたしました。

続きまして、報告第17号について御説明いたします。同じくA3版の概要資料をごらんください。こちらは、令和2年度一般会計補正予算（第2号）として5月22日に地方創生臨時交付金充当事業分として専決処分したのものになります。補正予算の総額は6,449万3,000円のうち、教育委員会所管分としては2,136万円でございます。教育委員会の項目としましては、まず歳出の欄の3ページをごらんになってください。主な項目としまして、学校再開に向けた感染症対策としまして、登校する児童生徒の検温を徹底するための非接触型の放射温度計の購入、こちらが692万2,000円になります。次に、衛生管理の徹底のために小中学校の保健室20校、それと放課後子どもクラブ14カ所のクラブ室に設置します加湿空気清浄機の購入になりますが、こちらが529万1,000円。そして最後に、概要資料の2ページに戻りまして一番最初の項目になりますが、図書館の図書消毒器の購入になります。金額は518万7,000円。取手図書館とふじしろ図書館に各2台ずつ、それと戸頭図書室に1台の導入を図るものでございます。

以上、簡単ですが、報告第12号、第16号、第17号についての専決処分についての承認について御説明いたしました。よろしく願いいたします。

○教育長

説明は以上でございます。

表があっち行ったりこっち行ったりで申し訳ないんですけども、予算が小学校費と中学校費に分かれていて、それを合算しないといけないんですけども、見ていただきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

1つ質問です。大分大きなお金が動いていて、学校関係でも十分に対策ができるような対応をとっていただいていることを感謝したいと思うんですけど、そういった中でマスク代というような形での配布は、これは子ども向けですか、それとも職

員向けですか。それが現在どの程度配布されているのか、その辺が具体的にわかればありがたいんですが。

○学務給食課長

今回、教育委員会で、5月の学校再開に向けて準備した小さいマスクが50枚入りのものを50箱、大人用のもの50枚入っているものを50箱、こちらを学校の児童生徒数の割合によって各学校にもう既に配布しているような状況です。それとあわせて、子ども用のマスクを50枚入り50箱、そちらのほうを購入しまして、先週末に届きましたので、今週中に各学校にまた追加で配布したいと考えています。

○小谷野委員

どの程度満足いく数かなという、なかなかわからないですよ、難しいなと思うんです。ですから、学校のほうからそういう要望があったときに、次に対応できるような体制をぜひとっておいていただけるのありがたいなと思うんですけど。以上です。

○学務給食課長

うちのほうは、学校の養護の先生と連絡を取り合っておりますので、そちらの情報を共有しながら在庫がなくなるような形で常に準備していきたいと考えております。

○小谷野委員

ありがとうございます。

○櫻井委員

給食の食材、全国的にニュースなどでも問題になっていました、食材が余ってしまうとか、それこそ農家さんレベルで問題になっていましたが、取手市はどうしていたんだろうと気になっていましたけれど、不用となった4月分の給食食材の購入費ということになっているのは、これは市で買い上げたという形でしょうか。

○学務給食課長

市で買い上げたといいますか、キャンセルができなかったものを、こちら予算計上しております、その支払いに充てたということになっております。

○櫻井委員

細かいことかもしれませんが、その食材はどのように。

○学務給食課長

業者のほうで処分したような形になります。あと、一部納品されてしまったものにつきましては、教育委員会のほうで処分した形です。

○教育長

処分ばかりではなくて、転用というか、それもやっているから言わないと。

○学務給食課長

あと、申しわけございません。キャンセルといいますか、納品された物のうち実際流用できたものがございまして、こちらにつきましては保育所で利用させていただいたり、市役所の生協に提供したり、あと今現在ですと福祉施設で御利用いただけるということで、在庫として冷蔵庫の中に残っている物については、福祉施設にお渡しするような形になります。

○櫻井委員

ありがとうございます。処分で全部捨てられちゃったのか、ちょっと暗い気持ちになりましたけれど、ちゃんと転用していただけたこともわかりました。ありが

とうございます。

○教育長

処分して廃棄した物は、比率的にはかなり低いというふうに私は認識しております。

○学務給食課長

うちのほうはテレビで報道されているように——テレビで報道されているのは多分大量に購入しているところで、大きな冷蔵庫があって、それで給食再開までにちょっと日数がなくてもたない物を大きく販売されているのかなとは思いますが、うちのほうはそこまで大きな冷蔵庫もございませんので、その都度その都度納品していただいているような状況ですので、うちのほうとしてはそれほど処分量というのは発生していないような状況です。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第 12 号、報告第 16 号、報告第 17 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。報告第 12 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって報告第 12 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続けてお諮りいたします。報告第 16 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって報告第 16 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第 17 号、こちらにつきまして報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第 17 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります報告 11、取手市立学校評議員の職員について、及び報告 12、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱については、報告される評議員及び評価委員の中に猪瀬委員の名前が含まれております。このため、猪瀬委員の一身上に関する事案となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により猪瀬委員は議事に参与することはありません。したがって、報告 11 及び報告 12 の議事が終了するまで、猪瀬委員の退席をお願いいたします。

〔猪瀬委員が会議室外に退席〕

○教育長

猪瀬委員が退席をされました。

報告 11, 取手市立学校評議員の委嘱について, 報告 12, 取手市立学校等関係者評価委員の職員についての 2 件を一括議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長

まず報告 11, 取手市立学校評議員の委嘱について御報告をいたします。お手元の資料の 3 ページをごらんください。3 ページには, 取手市立学校評議員設置要綱が示してございます。この設置要綱に基づきまして, 本年 4 月, 各学校より推薦された学校評議員を点検いたしました。その結果, 学校評議員を構成するメンバーの要件を満たしているというところから, 本日, 別紙のとおり報告をさせていただきます。今回, 総勢 105 名の委員がいるのですが, そのうちの新規が 15 名となっております。これにつきましては, 以上で報告を終わらせていただきます。

続きまして報告 12, 取手市立学校等関係者評価委員の委嘱についてでございます。これにつきましても, 資料の 3 ページとして, 取手市立学校等関係者評価委員会設置要綱をお示しをしております。この設置要綱に基づきまして各学校から選ばれたメンバーが, 資料の 1 ページ, 2 ページとなっております。この評価委員につきましては, 先ほどの学校評議員を兼ねているというところがございます。105 名中, 15 名が新規ということになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

本件についての説明は以上でございます。

本件について質疑, 御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

1 つ伺いたいんですが, この学校評議員, 学校関係者評価委員は, 学校とその学校のある地域をつなぐものとして, 地域の声を学校に, また学校の様子を地域ということで, 非常に意義がある制度だと思っております。そのときに, この要綱にもあるんですが, 学校と地域の連携に関することとあるんですが, その地域の定義が曖昧だなと以前から思っております。といいますのも, 必ずしもその学校の学区にお住まいじゃない方が評議員に名前を連ねていらっしゃる場所もあります。その地域というのは, どういうふうにお考えなのかというところをちょっと質問させていただきたいと思っております。

○指導課長

この地域につきましては, 基本的にはそれぞれの学校区という捉えをするのが一番よろしいかと思われませんが, 場合によっては, その学校に関係のある方で, その学校区から外れているという場合がございますので, やはり大切なことは学校の実情を把握していて, それに対して適切な助言を行えるというところが大切なところかと考えております。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告 11，報告 12 の議事を終わりにいたします。

両報告の議事が終了いたしましたので，猪瀬委員の入場を求めます。

[猪瀬委員が着席]

○教育長

猪瀬委員が着席をいたしました。

続いて報告 15，取手市子どもと親の相談員委嘱について，報告 16，取手市プロポーザル審査委員会委員の任命についての 2 件を一括議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長

報告 15，取手市子どもと親の相談員委嘱について，御報告をいたします。資料の 2 ページをごらんください。取手市子どもと親の相談員設置要綱をお示ししております。第 4 条には「相談員は，教員であった者，青少年団体の指導者その他の教育に関する知識及び経験を有する者であって，相談員の職務に積極的に取り組む意欲のある者のうちから，教育委員会が委嘱する。」ということになっております。これをもとに，本年度の子どもと親の相談員ということで，1 ページに 11 名の相談員をお示しをしております。11 名中，新規で 5 名の相談員を委嘱しております。

続きまして報告 16，取手市プロポーザル審査委員会委員の任命について，御報告いたします。令和 3 年度・令和 4 年度英語指導助手業務に係る指名型プロポーザル方式実施における取手市プロポーザル審査委員会の委員の任命についてでございます。資料の 1 ページをごらんください。令和 2 年度におきまして，今年度をもちまして，業務委託契約を現在行っている業者との契約が終了いたします。そこで本年度におきまして，令和 3 年度・令和 4 年度英語指導助手業務の業務委託を行う業者を決定することになります。契約方法につきましては，指名型プロポーザル方式による随意契約といたします。そこでプロポーザル審査委員会の委員として，そこに掲げている 8 名に依頼をしたいと考えております。現在，市内の小中学校合わせて 14 名の ALT が勤務しているというところをつけ加えさせていただきます。以上，報告を終わらせていただきます。

○教育長

説明は以上でございます。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

今，ALT が 14 名というようなお話がありましたけれども，今後の見通しの中でふえるということは，どうなんでしょうか。ありますか。今回の 3・4 年度では，やはり同じ 14 名なんでしょうか。できたらば増加してもらえるような，各校 1 名という形の部分をお願いできたらなというところはあるんですけれども，どうでしょうか。

○指導課長

現在，担当者とも相談を進めているところなんです，まず今の 14 名から 1 名でも多くふやしたいなという考えを持っております。そして，現在の配置としまして，各中学校には 1 名の ALT，そして小学校には兼務ということで ALT を派遣させて

いただいているところなんですけど、各学校1人という考え方ということもあるかと思うんですが、やはり子どもたち1人1人がALTから指導を受ける時間、これをいかに公平にしていくかという観点も担当者と話を詰めているところでございます。

○小谷野委員

条件的にはよくわかりました。あと、総合支援センターへの派遣等も考えてもらえるんだろうとは思いますが、そういったところを考えると英語関係も本当に教科化という形が整ってきましたから、そういった意味での取り組み的に必要な部分として、常にALTが間近にいるというのは大きな力だと思うんですね。そういう点も踏まえて、今後一層努力していただけるとありがたいなというふうな意見です。よろしくをお願いします。

○櫻井委員

子どもと親の相談員の委嘱についてですけれども、こちら子どもと親の相談員の方についてどうこうというのではなく、本当に人的なものとしては大変整ってきているなと思います。子どもと親の相談員の方も、本当に皆さん親身にお答えをいただいている方ばかりだと思います。ただ、その人的なものにプラスして、これは学務給食課さんなんですかね——各学校の場所的なもの、教室的なものは教育総務課のほうですね。教室的なものの確保もしていただきたいなと思います。

現在、学校のこういった相談室というのは、どこの学校でも1人の相談に来た子がいられる時間が決まっているので、保健室は保健室で、もともと具合が悪い子、けがをした子、そういった子の対応ということですので、教室には行けないけれど、では、どこにいるか。相談には行ったけど、相談室は2時間という時間が決まっている。では、そこを過ぎたらどうするか。帰るしかないのかと。また、そういう相談に来た子も、2人、3人と重なってしまった場合はどうしたらいいのか。相談室は1つしかなく、それでなくてもセンシティブな子たちが本当に自分の相談しているところを見せるとか、聞かせるとか、そういうこともできない。相談もできずに、またその子は帰ってしまうというような様子も各学校見られると思います。実際、やっと1部屋空いたので、そこを居場所にしたいと思いますみたいな話を市内の中学校の校長先生から聞いたりもしました。そういった場所の確保も各学校ごとに行っていたきたいなと思います。生徒さんがふえている学校に関してはなかなか難しい面もあるかと思いますが、逆に空き教室がある学校については、そういった子どもの居場所の確保もしていただきたいなと思います。

○教育長

その相談室の件については、前の年度から実態を調べていて、こういった改善ができるかというのは検討課題として受けとめていますということですのでよろしいでしょうか。そのほかございますか。

○石隈委員

この英語指導助手に関してですけど、指名型プロポーザル方式ということで、業者さんとの随意契約で、取手市はずっとこの方式でやってこられたと。

○指導課長

そうでございます。

○石隈委員

それでも特に問題なく、基本的にはうまくいっている。言い方が変なんですけど、今後この選択肢として、この方法でうまくいってればそれでいいんですけ

ど、これで100%じゃなくて8割、9割をやりながら、ふやすところは公募ではないですけど、例えば留学生とか、いろいろ外国語、英語が堪能な地域の方とか、いろいろ幅を広げるというのも1つの手かなと思ったものですから、感想です。

○猪瀬委員

すみません。私、子どもと親の相談員というのを初めて目にして、親の相談も受ける場所というのが、この子どもと親の相談員の役割というか、親御さんが相談したり、先ほどもちょっとあったと思うんですけど、親御さんがコロナの影響の課題に対して直に教育委員会に問い合わせがあったと思うんですけど、そういう相談とかも子どもと親の相談員さんが担当というか、窓口になっているということなんですかね。

○指導課長

学校に子どもと親の相談員が、そこに示されているとおりに配置されるわけなんですけど、常に子どもたちだけが悩みを相談したいというわけではなく、親御さんとしてもお子さんのことで現在このような悩みを持っているがどうしたらいいだろうというようなことを聞いてくださるのが、この子どもと親の相談員という形で配置をされております。これに加えてスクールカウンセラーというものも各学校に配置をされております。県のスクールカウンセラー、そして市のスクールカウンセラーとおきまして、今年度につきましては県のスクールカウンセラーが中学校への配置、市のスクールカウンセラーが小学校への配置ということになっているかと思えます。

○猪瀬委員

実情として、親からの相談件数というのは結構あるもんですかね。

○指導課長

子ども、保護者ともに相談件数というものは各学校、確実に多くございます。相談内容につきましては記録に残しながら、学校の中での共有を図っていくということで、現在、取り組みを継続しております。以上です。

○石隈委員

追加情報で、スクールカウンセラーは専門的なカウンセリングですけど、来る時間が週1回半日と限られていることから、そのプラスアルファの相談を手厚くという趣旨でよろしいでしょうか。埼玉県とかはスクールカウンセラーと、それからさわやか相談員とボランティア相談員と、今変わっているかもしれませんが、そういうふうな身近な相談員という意味で、多分、子どもも親も相談に来ていいですよという趣旨と思えます。

○教育長

ありがとうございました。そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告15及び報告16の議事を終わります。

続いて報告17、寄附の受け入れについてを議題といたします。

本件についての報告を三浦学務給食課長お願いいたします。

○学務給食課長

報告 17, 寄附の受け入れについて, 御報告をいたします。

まず1つ目としまして, 新型コロナウイルスの感染拡大により消毒液の入手が難しくなっている中, 4月13日, 取手中央ライオンズクラブから市内の小中学校を初め保育所や幼稚園, 障害者施設など60施設にウイルスに効果的と言われる次亜塩素酸水の寄附がございました。1施設当たり20リットルのポリタンクに入れられた状態で配られまして, 20リットルを使い切りますと, さらに20リットル追加していただける引き換え券も付いております。こちらは光が通らないスプレーボトルなどに次亜塩素酸水を8倍程度に希釈して入れて使用していただいで, 除菌したい場所や手指の消毒など幅広く利用してまいりたいと考えております。

続きまして, 朝日学生新聞社から, 市内の公立小学校の3年生から6年生の児童に対しまして, 朝日小学生新聞特別号の寄附がございました。委員の皆さん, 今手元にあるかと思いますが, 朝日学生新聞社では教育支援を目的に特集号の寄附を行っております。取手市は今年度が初年度となっております。既に特集号を学校を通じて児童に配付されておまして, 今回いただきました春の特別号なのですが, その後, 夏の特別号と秋の特別号, 合計3回の特別号が児童の手元に届くようになっております。以上で報告を終わります。

○教育長

報告は以上でございます。

本件について質疑, 御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑, 御意見なしと認めます。これにて報告17の質疑, 御意見を終結いたします。

以上で報告17の議事を終わります。

報告13, いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター長

報告13, いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてです。

お手元の資料の1ページをごらんください。(1)番, いじめ問題専門委員会の緊急時遠隔開催を想定した情報通信環境の構築準備についてでございます。テレビ会議システムの需要も急速に伸び, 現在は環境整備も含めて実現可能なテレビ会議システムについて検討を進めているところでございます。

(2)番, 各小中学校における全員担任制, 教育相談部会への取組み状況についてでございます。今年度を実施する中学校全員担任制及び小学校チーム指導は, 複数の教員でチームとなって児童生徒を見守り, その変化に気づけるようにすることが狙いでもございます。現在, 中学校では, 学校長のリーダーシップのもと, 教職員の情報共有のあり方や教員の配置計画など, 学校の創意工夫を生かした取組みの準備がなされております。また, この休業期間を活用しまして, 学年会では気になる生徒に関する情報共有, 情報交換に努めています。これまで担任1人でさまざまな業務をこなす傾向がありましたが, 学年の教員が役割分担を明確にしながら連携する場面が多くなってきております。小学校におきましては, 朝や帰りの会, 給食, 清掃活動など, どのような場面でチーム指導が行えるか, 主に学年ブロックを中心に協議が進められてきました。臨時休業中の対応といたしましては, 家庭学

習の教材準備を進める上で、学年のみならず低中高ブロックが連携するなどの場面が見られております。

次に、教育相談部会に関する取り組み状況です。今年度より、児童生徒をチームで支援するためのコーディネーター役として、取手市立の小中学校すべてにおいて教育相談支援員を配置いたしました。各学校では管理職、教育相談主任、養護教諭など関係職員で教育相談部会のあり方について確認、協議を進めております。中学校の3校におきましては、既に教育相談部会を実施しております。支援センターでは各学校の教育相談部会にスクールカウンセラー、市学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザーなどが参加できるよう、スケジュール管理を行いました。

(3) 番、取手市教育総合支援センター相談員に向けた研修の開催についてです。児童生徒、保護者、教職員からの相談依頼に対応するために、支援センター相談員の相談スキル向上に向けて、スクールカウンセラー・スーパーバイザーによる理論研修等を実施しました。具体的には、資料に明記されていますが「臨床心理について」「愛着について」、つい先日は「ストレスと健康」について Zoom を使った遠隔講義を行いました。

(4) 番、教育相談に係る遠隔講義の環境構築に向けた準備でございます。本センターでは、試験的に Zoom を活用した遠隔講義を複数回実施いたしました。その一方、さまざまなセキュリティーの脆弱性も課題となっております。個人情報、セキュリティーの確保を担保しつつ、あらゆる可能性について現在検討しているところでございます。以上です。

○教育長

報告は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○櫻井委員

最後に松戸センター長がおっしゃった Zoom についてですけれど、こちらのセキュリティーが甘いというのは言われておまして、今、勤務している筑波大でも Zoom は結局使わない、個人的な友達とのつながりとかそのレベルのもので、授業等に関しては Zoom は使わないというような方針が出ております。これは多分、大学さんのように先だってやっているところは、そのような形になると思いますので、この後コロナがいつまで続くか、どのように続くかわからない状態ですので、逆に言えば、先ほどこの予算の説明もありましたけれど、この予算がついているときがきちんとしたものを入れるチャンスかなという気もします。セキュリティーを本当に大事にしていきたい。特に子どもたちの個人情報ネットに乗ってだだ漏れの状態になってしまうようなことは避けたいと思いますので、その辺はお考えいただければと思います。また、石隈委員に、大学のほうではどのような媒体を使っているのかお話しいただければと思います。

○石隈委員

大学によっていろいろ違うんですけど、私が属している東京成徳大学は Teams というのを使っております。私が知っているところでは、福岡教育大学では Zoom を使っていて、今、御指摘ありましたように Zoom はここ半年ぐらいろいろな爆弾が落ちて、侵入者がいてみたいなところから、かなり業者が努力をして、最新版を使って ID とパスワードを振れば 100%じゃないけど、かなり改善はされたということも

あって、使われているんですかね。そういうのも見ながらということで、御指摘あったような、本当に慎重にセキュリティーが第一ですね。

それと、個別の情報とかは Zoom の研修会ではなるべく出さないというか、原則出さないというやり方もありますし、あと同時にもうちょっと勉強して御報告しますけど、カウンセリングにおいてもオンラインカウンセリングということがかなり進められてきて、その場合のセキュリティー等も参考になるかと思えます。1つは、この Zoom の研修で事例とかやる場合には、研修を受けるほうも家族みんなで見ているんじゃないでなくて、自分の部屋というかセキュリティーが守られるところで受けるというのがありますし、それが厳しくなると契約書じゃないですけど情報管理のことの確認というのがありますので、今、御指摘ありましたようにいい機会なので、しっかりとお金を使ってだと思えます。東京成徳大学はそういうことで Teams ということですが、これは教員と学生に全部 ID を振っていますので、授業も成績管理も全部やっています。筑波はどうですかね。

○櫻井委員

筑波は多分一緒です。Teams です。

○石隈委員

Teams ですね。かなり慎重にやっていると聞いています。

○教育長

きちんとしたセキュリティーを確保した上で整備を考えていきたいと思えます。そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。

これにて報告 13 の議事を終わります。

続いて報告 18 を議題といたします。皆様にお知らせいたします。報告 18、いじめの事案等への対応につきましては、いじめ事案に関する個人が特定できる情報を含む報告内容となっております。議事を非公開とすることを発議したいと思えます。

お諮りいたします。報告 18 の議事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告 18 の議事は非公開といたします。

傍聴の皆様は御退席をお願いいたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

傍聴の皆様が退席されました。

本件についての説明を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 18 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 18 の議事を終わります。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長

次に、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐

事務局から3点ほど御報告をさせていただきます。

まず1点目、令和2年第1回取手市議会定例会一般質問についてです。委員さんのお手元に、定例会会議録速報版の一般質問部分の抜粋をお配りしておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。8人の議員さんから一般質問を受けております。

それから2点目、6月の教育委員会定例会の日程についてお知らせいたします。今のところ、6月29日午前中を予定させていただいております。また文書のほうで御通知いたしますので御確認をお願いいたします。

3点目、例年6月から7月にかけて、教育委員さんの学校訪問、各小中学校の訪問をしておるんですけども、今年度については新型コロナウイルス感染症の対応等もございまして、学校現場のほうがちよっと対応が難しいということで、今年度の学校訪問については中止という対応させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。報告は以上です。

○教育長

以上で、今定例会に付議された事件の審議はすべて終了しました。

令和2年第4回教育委員会定例会を閉会します。

午後 0時13分閉会

取手市教育委員会会議規則第12条第2項の規定により署名する。

教育長 _____